

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。なお、被保険者ご本人とは、加入申込票兼被保険者明細書の被保険者欄に記入された方をいいます。

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。
※「加入申込票兼被保険者明細書の写し」と「健康状態告知についてのご案内」(本紙)、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、必ず被保険者ご本人が「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。
親介護一時金または親の介護による休業補償に加入する場合の健康状態告知の回答にあたっては、必ず特約被保険者・介護対象者となる方に健康状態に関する質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、回答内容をそのまま記入ください。
※親介護一時金は特約被保険者となる方に、被保険者ご本人が代理して回答する旨を了解いただき、特約被保険者の健康状態を回答してください。
※親の介護による休業補償は被保険者ご本人が、介護対象者の健康状態を確認し、回答してください。
(注)告知時における被保険者ご本人の年齢が満15才未満の場合には、その親権者の方がお答えください。



それぞれがしっかりと確認し、記入しましょう。

2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は別紙「健康状態告知書質問事項」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の保険期間の開始時(補償の開始時)から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を「詐欺による取消し」とすることがあります。
(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

- 告知義務違反によりご契約が解除された場合
○ 解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合には、保険金をお支払いすることがあります。
「詐欺による取消し」となった場合
○ 保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
○ 既に払い込んだ保険料は返還できません。



正しく告知しないと、保険金を受け取れない場合もあるんだね。

3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、書面にてご回答くださるようお願いいたします。
※健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込票兼被保険者明細書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。



加入申込票の回答欄へ記入してください。

4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。
ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合や「特定疾病等補償対象外」等の特別な条件を付けてお引き受けする場合があります(傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、また、傷病の状況によっては特別な条件を付けずにお引き受けできる場合があります)。
● 傷病歴等を告知した場合の取扱い (加入条件について、告知の内容から、以下のいずれかとさせていただきます)
1 特別な条件なしでお引き受けします。
2 特定疾病等を補償対象外とする条件でお引き受けします。
3 お引き受けできませんのでご了承ください。
※疾病に関する補償が「がん補償」、「介護一時金」に限られている契約または「親介護一時金支払特約」、「親の介護による休業補償特約」につきましては、1または3のいずれかの取扱いとなります。



告知したら、契約はどうなるの？

5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



告知内容を確認させていただきます。

6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込票の写し」で告知内容に誤りがないかのご確認をお願いします。
※特定疾病等を補償対象外とする条件での加入については、加入申込票兼被保険者明細書の健康状態告知書質問事項回答欄の記載によって決定します。個別に引受保険会社から加入条件を通知するわけではありませんのでご注意ください。
※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。



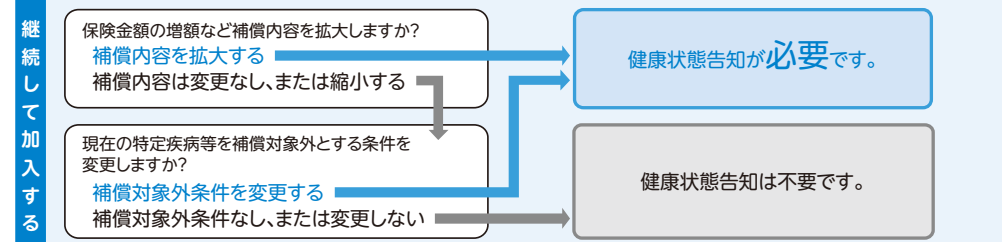
加入後の確認も大切なね。

7 健康状態の告知が必要な方

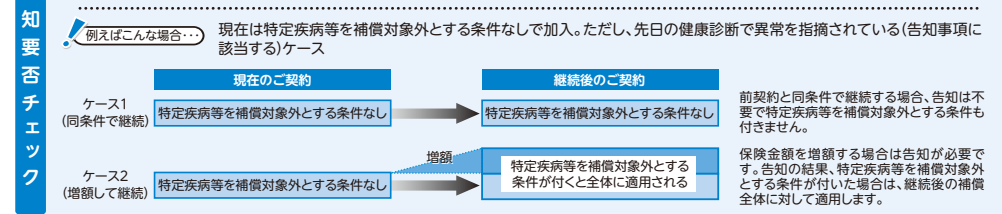
健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。
● 今回新たに加入する方
● 継続して加入する際に、補償項目の追加などの変更をする方
(注)健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、新たな補償を追加する場合、保険金額を増額する場合、保険金支払対象期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を変更する場合などが該当します。
※前契約からすべての条件を変更することなく継続して加入する方は、新たに告知する必要はありません。



しっかりと確認して告知しましょう。



【ご注意ください】
保険金額の増額など補償内容の拡大に伴い改めて健康状態告知をした結果、特定疾病等を補償対象外とする条件となった場合、その条件は増額等の拡大した補償部分だけでなく、継続後の補償全体に対して適用されます。



8 再告知の取扱い

特定疾病等を補償対象外とする条件で加入する方は、新たに告知しなすこと(再告知)によって、継続後の加入条件を変更することができます。継続して加入する際には現在の加入条件をご確認ください。
【例えこんな場合...】数年前に告知した際、質問2の「過去5年以内に入院したことがある」に該当したため特定疾病等を補償対象外とする条件となったが、その後一切病気をすることもなく健康を保ち、現時点で告知すればすべての告知回答が「いいえ」となるケース
※加入申込票兼被保険者明細書の「疾病コード」欄に「A1」～「Y1」のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)記入要領」または別紙「健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)の解説」の「病気・症状一覧表の解説」をご参照ください。なお、「病気・症状一覧表」にある「A1」～「Y1」以外のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は別紙「健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)の解説」の「特定疾病等対象外欄」に関する「ご注意」をご参照ください。
※継続後の加入条件を変更する場合は、現在の加入条件にかかわらず、「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)記入要領」または別紙「健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)の解説」の「病気・症状一覧表の解説」を参照し、再告知してください。
※再告知をした場合は、「1.告知の重要性」から「7.健康状態の告知が必要な方」が適用されますので、ご注意ください。

9 その他の注意事項

被保険者ご本人が正しく告知をした場合でも、保険期間の開始時より前にケガ、病気または要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません(ご加入後1年を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。
【例えこんな場合...】加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始時より前に発病と診断され、保険期間の開始時より後にその病気によって就業不能となったケース
そのほかにも、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

健康状態告知書質問事項は以下のとおりです

<質問1>

「がん」[糖尿病]に関するご質問



- 以下の①、②いずれかに該当する項目はありますか。
①今までに「がん」(悪性新生物をい)、上皮内がん・肉腫・白血球・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます)にかかったことがある。または、現在医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。
②今までに医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在医師からこれらの検査を受けるように指示されている。

①については、悪性・良性の区別がつかない場合は、検査結果が出た後にお申込みください。

「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師は含みません(以下の質問も同様です)。

<質問2>

最近の健康状態・既往症に関するご質問



- 以下の①～③いずれかに該当する項目はありますか。
①最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療(医師の指示による服薬を含みます)を受けたこと、または検査・治療・入院・手術をすめられたことがある。
②過去2年以内に、健康診断・人間ドックまたは医師による診察の結果、異常(要検査・要精密検査・要治療・要経過観察)を指摘されたことがある(検査や治療の結果、異常なし)となった場合を除きます。
③過去5年以内に、入院したこと、または手術(内視鏡手術等を含みます)を受けたことがある。
※ただし、後遺症のないケガおよび下記「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状は告知不要です。

「要検査」または「要精密検査」の指示を受けており、現在病名が確定していない場合には、検査を受検し、正式な病名(診断名)が確定した後に申込みください。

「手術」には、内視鏡・腹腔鏡・レーザー・カテーテル・超音波・衝撃波によるものなどを含みます。なお、入院の有無は問いません。

完治している場合は告知不要の病気・症状

感冒(かぜ)、インフルエンザ、急性胃腸炎、急性へんとう炎、急性咽喉炎、急性喉頭炎、急性気管支炎、急性虫垂炎、急性中耳炎、外耳炎、結膜炎、花粉症、アレルギー性鼻炎、じんましん、そけいヘルニア、虫歯

「医師の診察・検査・治療」について

- 「医師の診察・検査」には定期健康診断や保険契約の申込みに伴う医師の診査を含みません。また、診察・検査を受けた結果、「異常なし」となった場合を除きます。
●「医師の治療」には投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法などを含みます。
●「医師の指示による服薬」とは、医師から薬を処方(指示)されていること(自己判断により服薬していない場合も含みます)をいいます。
※薬には、点眼薬、吸入薬、座薬、自己注射などを含みます。

告知の対象とはならないケース

- 医師から処方(指示)されている市販の薬(かぜ薬、胃腸薬など)の服用
●市販のビタミン剤の服用など、病気の治療ではなく健康増進のための行為
●メタボリック健診の指摘
●完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状の治療
※「完治」とは、症状がなくなり、医師から治療や経過観察の必要がないといわれた状態をいいます。

<質問3>

女性の方へのご質問



- 以下の①、②いずれかに該当する項目はありますか。
①今までに妊娠または分娩に伴う病気・症状(帝王切開を含みます)で医師の治療を受けたことがある。
※下記「妊娠または分娩に伴う病気・症状の例」をご参照ください。
妊娠または分娩に伴う病気・症状の例
異常妊娠(子宮外妊娠など)、異常分娩(帝王切開分娩など)、妊娠悪阻(つわりの重いもの)、妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)、流産、早産、切迫早産 など
②現在、妊娠している。

「流産」とは、妊娠22週未満で、胎芽・胎児が子宮外に出生してしまうこと(子宮内で死亡している場合を含みます)をいいます。

「早産」とは、妊娠22週目から37週未満の分娩をいいます。

病気・症状一覧表の解説

ア～ケの群

Table with columns for disease groups (A群 to K群) and specific conditions. Includes sub-headers for 甲欄 and 乙欄.

「疾病・症状名」欄記載時のご注意

Example of a '特定疾病等対象外欄' with codes R0 and R1.

上記「病気・症状一覧表」に該当する病気・症状がない場合、その病気・症状の具体的な名称を「疾病・症状名」欄にカナでご記入ください。...

「特定疾病等対象外欄」に関するご注意

Table explaining the '特定疾病等対象外欄' and how to indicate applicable conditions with codes.

Table explaining the '疾病コード'欄 and how to indicate applicable conditions with codes.

Table explaining the '疾病・症状名'欄 and how to indicate applicable conditions with codes.

継続して加入する方で、「疾病コード」欄に以下の印字がある場合の補償対象外となる疾病の範囲は下表のとおりです。

Table showing excluded conditions based on codes in the '疾病コード'欄, categorized by organ systems like 胃腸, 消化器, etc.

Table listing specific conditions and their corresponding code numbers (e.g., 62: 乳腺症, 63: 異常妊娠).

※具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

「脳卒中」について
●脳卒中の血管の閉塞で急激に発症する病気の総称です。脳出血(血管が破れること)や脳こうそく(血管が詰まること)は脳卒中の一種です。

「不整脈」について
●心臓の拍動に早い(頻脈)、遅い(徐脈)、不規則(期外収縮)などの異常が生じることをいいます。

「精神障害」について
●精神障害には、「うつ病」「躁病」「統合失調症」などの精神病、「パニック障害」「適応障害」などの神経症などが含まれます。

厚生労働省指定の難病について
●具体的な例は左表のとおりですが、最新の内容は「難病情報センター」ホームページ(http://www.nanbyou.or.jp/)をご確認ください。
●なお、メニエール病は「疾病・症状名」欄に病名を記載することで加入いただけます。

厚生労働省指定の難病の例(2019年3月現在)
パーキンソン病関連疾患、全身性強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎、特異性血小板減少性紫斑病、網膜色素変性症、脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)、サルコイドーシス、ペーチェット病、原発性胆汁性肝硬変など

Table with columns for '誤った記載例' and '解説', showing correct and incorrect ways to write medical terms.

Table with columns for 'コード番号' and '疾病・症状名', listing codes for various conditions like 67: 白内障, 68: 緑内障.



# 健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)記入要領

団体総合生活補償保険

団体総合生活補償保険の疾病補償、がん補償、介護一時金、所得補償または医療費用補償のいずれかに今回新たに加入する方、および継続して加入する場合で保険金額の増額、特定疾病等を補償対象外とする条件の削除など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、加入申込票兼被保険者明細書の健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)以下「告知回答欄(本人用)」といいますが、告知日と下記の質問事項に対する回答をご記入ください。

- 継続して加入する場合で、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、告知回答欄(本人用)へのご記入は不要です。
- 被保険者ご本人(補償の対象となる方)がご回答ください。ただし、満年齢が15才未満の被保険者については、親権者の方がご回答ください。
- 各質問に該当する場合は「はい」、該当しない場合は「いいえ」に○印をしてください。

## 質問事項

### <質問1> 「がん」 「糖尿病」に関するご質問

疾病補償、がん補償、所得補償、医療費用補償または介護一時金の加入を希望する方はご回答ください。  
\* 疾病に関する補償が「がん補償」に限られている契約をお申込みの方は②については回答不要です(①)についてのみご回答ください。

- 以下の①、②いずれかに該当する項目はありますか。
- ①今までに「がん」(悪性新生物をいい、上皮がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます)にかかったことがある。または、現在医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。
- ②今までに医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在医師からこれらの検査を受けるように指示されている。

### <質問2> 最近の健康状態・既往症に関するご質問

疾病補償、所得補償、医療費用補償または介護一時金の加入を希望する方はご回答ください。  
\* 疾病に関する補償が「がん補償」に限られている契約をお申込みの方は回答不要です。  
\* 疾病に関する補償が「介護一時金」に限られている契約をお申込みの方は、「病気・症状一覧表」の甲欄に該当する病気・症状について①~③に該当する項目があるかをご回答ください。  
\* 病気・疾病名が不明な方や検査等の結果待ちの方は、病気・疾病名が判明するまではお引き受けできません。

- 以下の①~③いずれかに該当する項目はありますか。
  - ①最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療(医師の指示による服薬を含みます)を受けたこと、または検査・治療・入院・手術をすすめられたことがある。
  - ②過去2年以内に、健康診断・人間ドックまたは医師による診察の結果、異常(要検査・要精密検査・要治療・要経過観察)を指摘されたことがある(検査や治療の結果、「異常なし」となった場合を除きます)。
  - ③過去5年以内に、入院したこと、または手術(内視鏡手術等を含みます)を受けたことがある。
- \*ただし、後遺症のないケガおよび右記「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状は告知不要です。

### <質問3> 女性の方へのご質問

疾病補償または医療費用補償の加入を希望する女性の方のみご回答ください。  
\* 疾病に関する補償が「がん補償」「介護一時金」「所得補償」に限られている契約をお申込みの方は回答不要です。

- 以下の①、②いずれかに該当する項目はありますか。
- ①今までに妊娠または分娩に伴う病気・症状(帝王切開を含みます)で医師の治療を受けたことがある。  
※下記「妊娠または分娩に伴う病気・症状の例」をご参照ください。
- ②現在、妊娠している。

はい 疾病を補償する契約はお引き受けできません。ご了承ください。

いいえ 告知回答欄(本人用)の質問1は「はい」に○印をしてください。

はい 質問2の①~③に1つでも該当する項目がある場合は、病気・症状により、右のいずれかのお取扱いとなります。  
\*ただし疾病に関する補償が「介護一時金」に限られている契約をお申込みの方は、お引き受けできません。

いいえ 告知回答欄(本人用)の質問2は「はい」に○印をしてください。

完治している場合は告知不要の病気・症状  
感冒(かぜ)、インフルエンザ、急性胃腸炎、急性へんとう炎、急性咽喉炎、急性喉頭炎、急性気管支炎、急性中耳炎、外耳炎、結膜炎、花粉症、アレルギー性鼻炎、じんましん、せきけいヘルニア、虫歯

はい ①または②の両方に  
「妊娠または分娩に伴う病気・症状」※を補償対象外としてお引き受けします。  
\*具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79、O81からO99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。  
告知回答欄(本人用)の質問3の「はい」に○印のうえ、「疾病コード」欄に「64」をご記入ください。

いいえ ②にのみ  
「補償開始日から1年以内に発病した妊娠または分娩に伴う病気・症状」を補償対象外としてお引き受けします。  
\*上記の条件は初年度加入時から1年間の限定であり、2年以降は適用しません。  
告知回答欄(本人用)の質問3の「はい」に○印のうえ、「疾病コード」欄に「99」をご記入ください。

いいえ 告知回答欄(本人用)の質問3は「はい」に○印をしてください。

病気・症状が「病気・症状一覧表」の甲欄に該当する方  
お引き受けできません。ご了承ください。

病気・症状が「病気・症状一覧表」の乙欄に該当する方  
該当群(A~I群)の甲欄および乙欄に記載の病気・症状すべてを特定疾病等補償対象外としてお引き受けします。  
告知回答欄(本人用)の質問2の「はい」に○印のうえ、「疾病コード」欄に該当する群名コード(A1~Y1)をご記入ください。

「病気・症状一覧表」に該当する病名がない方  
その病気・症状のみを特定疾病等補償対象外としてお引き受けします。  
告知回答欄(本人用)の質問2の「はい」に○印のうえ、「疾病コード」欄にR0、「疾病・症状名」欄に病名をカナでご記入ください。

病気・症状名が不明な方や検査等の結果待ちの方  
病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。ご了承ください。

病気・症状名が不明な方や検査等の結果待ちの方  
病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。ご了承ください。

病気・症状名が不明な方や検査等の結果待ちの方  
病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。ご了承ください。

病気・症状名が不明な方や検査等の結果待ちの方  
病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。ご了承ください。

病気・症状名が不明な方や検査等の結果待ちの方  
病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。ご了承ください。

- ・質問事項に対する回答の記載がない場合や回答内容が事実と異なっている場合は、ご契約が解除され保険金が支払われないことがあります。
- ・ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合や「特定疾病等補償対象外」等の特別な条件を付けてお引き受けする場合があります。あらかじめご了承ください。また、特定疾病等補償対象外の場合には、次年度以降も原則として同条件でご継続となります。
- ・ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始日より前に原因が発生した病気やケガについては、保険金をお支払いできません(ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いすることができます)。
- ・継続して加入する方で、「疾病コード」欄に下記「病気・症状一覧表」の群名コード以外のコードが印字されている場合の補償対象外となる病気・症状の範囲は、別紙「健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)の解説」に記載していますのでご確認ください。

病気・症状一覧表								
A群	B群	C群	D群	E群	F群	H群	I群	K群
A1	X1	C1	D1	E1	F1	H1	Y1	
脳・循環器系の疾病	呼吸器系の疾病	消化器系の疾病	肝臓系の疾病	胆のう・すい臓系の疾病	腎臓・泌尿器系の疾病	婦人科系の疾病	骨・筋肉の疾病	その他の疾病
●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●脳神経変性症 ●動脈狭窄症 ●動脈瘤 ●心筋こうそく ●心臓弁膜症	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息	●胃・腸の病気 ●食道がん ●かいよう性大腸炎 ●クローン病	●肝臓のがん ●肝変異 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎	●胆のう・すい臓のがん ●すい臓がん ●すい炎	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿毒症	●子宮がん ●卵巣がん	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦靭帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症	●精神障害(うつ病などの精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・非器質性睡眠障害・心因反応・知的障害・発達障害 ※1 ●膠原(こうげん)病 ●血友病 ●カリエス ●厚生労働省指定の難病(ただし、メニエール病を除きます) ※2
●高血圧症(医師の治療を受けている場合、または治療を受けていない場合でも最低血圧110ミリ以上の場合) ●高脂血症・脂質異常症(高コレステロール血症を含みます) ●不整脈(心房・心室動悸、心房頻拍、脚ブロックなど) ●先天性心疾患(心房・心室中隔欠損症、動脈管開存症、大動脈縮窄症、アローア四徴症など)	●肺炎 ●じん肺 ●けい肺 ●肺のう胞 ●自然気胸 ●慢性気管支炎 ●気管支拡張症 ●胸膜炎(肋膜炎)	●胃・腸の病気 ●かいよう性大腸炎 ●ポリープ	●急性肝炎 ●肝肥大 ●黄疸	●胆のうポリープ ●胆のう炎 ●胆石(症) ●胆管結石	●急性腎不全 ●急性腎炎 ●腎う炎 ●腎臓・膀胱・尿路系などの結石 ●前立腺肥大症	●子宮筋腫 ●子宮内腺症 ●子宮腺筋症 ●子宮頸部異形成 ●卵巣のう腫	●関節炎 ●骨髄炎 ●神経痛 ●頸肩腕症候群	※1:具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。 ※2:メニエール病は「疾病・症状名」欄に病名を記載することで加入いただけます。

### 厚生労働省指定の難病の例(2019年3月現在)

パーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、皮膚筋炎/多発性筋炎、特異性血小板減少性紫斑病、網膜色素変性症、脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)、サルコイドーシス、パーチレット病、原発性胆汁性肝硬変 など

【記入例】 疾病に関する補償が「がん」に限られている契約をお申込みの方は質問1のみご回答ください

※ 健康状態告知書質問事項回答欄(被保険者ご本人用)

質問1	質問2	質問3	特定疾病等対象外欄
LKA はい ① いいえ ②	LKH はい ① いいえ ②	LIA はい ① いいえ ②	506 疾病コード R0 507 疾病・症状名 カナ (R0の場合のみ記入) コウジョウセン キノウテイカショウ

「病気・症状名」欄に病名を記載する場合のご注意 - 「病気・症状一覧表」に該当する病名がないことをご確認ください。

「病気・症状一覧表」の甲欄、乙欄に該当する病気・症状の具体名を「疾病・症状名」欄に記入して加入した場合は、加入申込票兼被保険者明細書提出後であっても、保険期間の開始時から条件を訂正することまたはご加入の取り消しをすることがあります。

団体総合生活補償保険の親介護一時金、親の介護による休業補償に今回新たに加入する方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、加入申込票兼被保険者明細書の親介護一時金・休業専用 健康状態告知書質問事項回答欄(以下「告知回答欄(親介護一時金・休業専用)」といいます)に告知日と下記の質問事項に対する回答をご記入ください。

- 継続して加入する場合で、補償内容を拡大する契約条件の変更がない方は、告知回答欄(親介護一時金・休業専用)へのご記入は不要です。
- 親介護一時金支払特約は、特約被保険者となる方に被保険者ご本人が代理して回答する旨を了解いただき、被保険者ご本人が特約被保険者の健康状態を回答してください。また、親の介護による休業補償特約は、被保険者ご本人が介護対象者の健康状態を確認し回答してください。(注)被保険者ご本人とは、加入申込票兼被保険者明細書の被保険者ご本人欄に記載された方をいいます。また、回答する被保険者ご本人の満年齢が15才未満の場合は、親権者の方が回答してください。
- 質問に該当する場合は「はい」、該当しない場合は「いいえ」に○印をしてください。

## 【告知質問の解説】

- ①について、悪性・良性の区別がつかない場合は、検査結果が出た後にお申込みください。
- ②の「医師」には歯科医師を含み、柔道整復師・指圧師・鍼灸師は含みません(以下の質問も同様です)。
- ③の「他人の介護や付き添いを受けている」とは、日常生活上の行為を行うに当たり、何らかのかたちで他人の力を借りている状態をいいます。
- ④の「要介護・要支援の認定申請をしたことがある」とは、過去に要介護・要支援認定の申請を行ったが、非該当となった場合も含まれます。
- ⑤の「就床中」とは、食事、排泄、入浴等の日常生活を営むうえで最低限の行為を行う以外は、終日床について寝ているような状態をいいます。告知日現在において入院しなくても、医師により入院・手術をすすめられている場合も該当します。
- 「要検査」または「要精密検査」の指示を受けており、現在病名が確定していない場合には、検査を受検し、正式な病名(診断名)が確定した後にお申込みください。

## 【病気・症状一覧表の解説】

- ①「脳卒中」について
  - 心脳内の血管の障害で急激に発症する病気の総称です。脳出血(血管が破れること)や脳こうそく(血管が詰まること)は脳卒中の一種です。
- ②「精神障害」について
  - 精神障害には、「うつ病」「躁病」「統合失調症」などの精神病、「パニック障害」「適応障害」などの神経症のほか、「非器質性睡眠障害」「心因反応」などが含まれます。
- ③厚生労働省指定の難病について
  - 具体的な例は右表「厚生労働省指定の難病の例」のとおりですが、最新の内容は「難病情報センター」ホームページ (<http://www.nanbyou.or.jp/>) をご確認ください。

## 質問事項

**<質問>**  
健康状態に関するご質問

親介護一時金、親の介護による休業補償の加入を希望する方はご回答ください。  
\*病気・症状名が不明な方や検査等の結果待ちの方は、病気・症状名が判明するまではお引き受けできません。

●以下の①～⑥いずれかに該当する項目はありますか。

- ①今まで「がん」(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます)にかかったことがある。または、現在医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。
- ②今までに医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在医師からこれらの検査を受けるように指示されている。
- ③現在、日常生活上の行為を行う際に、他人の介護や付き添い(一部介助・見守り・支えを含みます)を受けている。  
※日常生活上の行為とは、食事・歩行・寝返り・立ち上がり・入浴・排泄・衣類着脱・金銭の管理をいいます。
- ④今までに、公的介護保険制度の要介護・要支援認定を受けたこと、または要介護・要支援の認定申請をしたことがある。
- ⑤現在、医療機関に入院中、介護施設に入居中、もしくは療養のため就床中である。または医師より入院・手術をすすめられている。
- ⑥過去5年以内に、下記の「病気・症状一覧表」の甲欄に掲載されている病気・症状により、医師の診察・検査・治療(医師の指示による服薬を含みます)を受けたことがある。

はい → お引き受けできません。ご了承ください。

いいえ → 告知回答欄(親介護一時金・休業専用)の質問は「いいえ」に○印をしてください。

病気・症状一覧表									
	A群	B群	C群	D群	E群	F群	H群	I群	K群
	脳・循環器系の疾病	呼吸器系の疾病	消化器系の疾病	肝臓系の疾病	胆のう・すい臓の疾病	腎臓・泌尿器系の疾病	婦人科系の疾病	骨・筋肉の疾病	その他の疾病
甲欄	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳こうそく、脳血栓、脳塞栓、一過性脳虚血発作(TIA)など) ●脳腫瘍 ●心臓弁膜症 ●動脈硬化症 ●狭心症 ●動脈狭窄症 ●心筋症 ●動脈瘤 ●心不全 ●心筋こうそく	●肺がん ●咽頭がん ●結核 ●肺炎腫 ●間質性肺炎 ●肺線維症 ●気管支ぜん息	●胃・腸のがん ●食道がん ●胃・腸の癌 ●胃がん ●大腸炎 ●クローン病	●肝臓のがん ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●B型肝炎 ●C型肝炎	●胆のう・すい臓のがん ●すい炎	●腎臓・膀胱・前立腺のがん ●慢性腎不全 ●慢性腎炎 ●ネフローゼ ●のう胞腎 ●尿管症	●子宮がん ●卵巣がん	●リウマチ(関節リウマチ、リウマチ熱、リウマチ性心疾患) ●脊椎カリエス ●後縦靭帯骨化症 ●筋ジストロフィー症 ●重症筋無力症	●精神障害(うつ病などの精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・非器質性睡眠障害・心因反応・知的障害・発達障害* ●膠原(こうげん)病 ●血友病 ●カリエス ●厚生労働省指定の難病(ただし、メニエール病を除きます) ……………

\*具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」CD-10(2003年版)準拠によりします。

厚生労働省指定の難病の例(2019年3月現在)

パーキンソン病関連疾患、全身性エリテマトーデス、全身性強皮症、皮膚筋炎/多発性筋炎、特発性血小板減少性紫斑病、網膜色素変性症、脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)、サルコイドーシス、ベーチェット病、原発性胆汁性肝硬変 など

※記載事項

- 質問事項に対するご回答の記載がない場合やご回答の内容が事実と異なっている場合は、ご契約が解除され保険金が支払われなくなることがあります。
- ご回答の内容によっては、保険契約をお引き受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ご回答の内容にかかわらず、加入初年度契約の保険期間の開始日より前に原因が発生した要介護状態については、保険金をお支払いできません(ご加入後365日を経過した場合は保険金をお支払いできることがあります)。

## 記入例

被保険者ご本人から見た特約被保険者・介護対象者との関係に○をしてください。

被保険者ご本人が記入してください。

健康状態について、特約被保険者・介護対象者へのご説明と回答受領に当たり実際に取られた確認方法を1つ選び○をしてください。

回答を記入した被保険者ご本人が署名してください。

加入される特約を選び○をしてください。  
※プランにより加入できる特約が異なりますのでご注意ください。

親介護一時金・休業専用 健康状態告知書質問事項回答欄	特約区分	特約被保険者(※1)・介護対象者(※2)の氏名	※生年月日	※年齢	告知方法
親介護一時金・休業専用 健康状態告知書質問事項回答欄	特約区分	特約被保険者(※1)・介護対象者(※2)の氏名	※生年月日	※年齢	告知方法
親介護一時金・休業専用 健康状態告知書質問事項回答欄	特約区分	特約被保険者(※1)・介護対象者(※2)の氏名	※生年月日	※年齢	告知方法